



**「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築
事業(サイバーセキュリティお助け隊事業)」に係る企画競争**

公 募 要 領

2020年7月1日

独立行政法人 **情報処理推進機構**

更新履歴

修正年月日	修正内容
2020年7月13日	P.2 3.1. 提案書の構成及び記載事項 項番 3「従事者の経験・能力」括弧内の記載修正 項番 4「情報取扱者名簿」括弧内の記載修正 P.22 別紙 2 仕様書 6.情報セキュリティに関する事項 ③「情報取扱者名簿」括弧内の記載修正 ⑥「請負事業従事者」の記載修正 P.27 別紙 3 評価項目一覧 項番 3.2「業務従事者の経験・能力」の記載修正 項番 4.1「情報の保全の体制等」の記載修正
2020年7月15日	P.22 別紙 2 仕様書 6.情報セキュリティに関する事項 ⑥「請負事業従事者」の記載修正

目次

1. 概要.....	1
2. 応募資格.....	1
3. 提案書等作成要領.....	1
4. 応募要領.....	2
5. 審査方法等.....	4
6. 契約条件.....	6
7. その他.....	6
別紙1 契約書(案).....	8
別紙2 仕様書.....	17
別紙3 評価項目一覧.....	25
別紙4 暴力団排除に関する誓約事項 / (参考)予算決算及び会計令【抜粋】.....	29
(様式1) 質問書.....	31
(様式2) 申請書.....	32
(様式3) 提案書受理票(控).....	33

1. 概要

1.1. 背景・目的

仕様書に記載のとおり。

1.2. 公募の内容

本公募では、中小企業のセキュリティ対策の取組みを支援するサービスを提供している企業等から、事後対応支援を中心とした、中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制の構築等に向けた実証事業を行う提案を広く募集し、その内容を審査した結果、優れた提案をした者を採択する。

1.3. スケジュール概観

本公募のスケジュール概観を以下に示す。

イベント	スケジュール
公募期間	2020年7月1日(水)～2020年7月21日(火)
公募説明会 ※詳細は4.5を参照のこと	2020年7月6日(月)10時30分
質問の受付 ※詳細は4.6を参照のこと	2020年7月6日(月)～2020年7月13日(月)17時00分まで
提案書等の受付期間 ※詳細は4.2を参照のこと	2020年7月17日(金)～2020年7月21日(火)17時00分まで
審査期間	2020年7月22日(水)～2020年8月6日(木)
ヒアリング	2020年7月29日(水)～2020年7月31日(金)
採択結果の通知	2020年8月中旬頃
契約締結日	2020年8月下旬頃
納入期限	2021年1月25日(月)17時00分まで

2. 応募資格

本事業の提案者は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- ④ 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- ⑤ 過去3年以内に情報管理の不備を理由にIPAから契約を解除されている者ではないこと。
- ⑥ 経営の状況が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 提案書等作成要領

提案者は、別紙2仕様書に基づいて提案書等を作成すること。

3.1. 提案書の構成及び記載事項

本事業の提案書は、以下の表に示す提案要求事項の構成に準じ、別紙3 評価項目一覧の一提案要求事項一の内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。

項番	大項目	求められる提案要求事項
1	実施内容	以下の項目について、実施期間や予算を考慮し、最も効果的な実証を行うための具体的かつ実現可能な実施計画を企画し、提案すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・実証地域の選定 ・説明会等による参加募集 ・実証参加企業の募集 ・中小企業の実態把握 ・地域実証の実施内容 ・支援体制構築の留意点 ・実証結果を踏まえた検討の実施 ・報告会等による事業成果の周知 ・成果報告書の作成
2	作業計画	契約締結日から2021年1月25日(月)までの具体的な作業スケジュールを提案すること。(実際のスケジュールはIPAと協議の上決定する)
3	実施体制及び業務従事者の経験・能力	以下について記載し、円滑な業務遂行が可能な実施体制とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の妥当性、効率性(本業務の実施体制及び役割分担図、納入物件等の品質確保の取組み) ・業務従事者の経験・能力(各従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績)
4	情報セキュリティに関する事項	以下について記載し、本事業で知り得た情報を適切に管理するための情報の保全体制を確保すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理体制図(再委託先も含む) ・情報セキュリティ対策の実施内容 ・インシデントへの対処方法 ・意図せざる変更が加えられないための管理体制 ・情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法 ・当該作業の実施場所 ・情報取扱者名簿(氏名、住所、生年月日、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの)
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等の状況。(本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること)

3.2. その他留意事項

- ① 紙面で提出する提案書を、電子ファイルで電子媒体に保存して、併せて提出すること。電子ファイルは Microsoft Office 互換形式、もしくは PDF 形式とし、1 ファイルにまとめて作成すること。記録媒体は、CD(-R)または DVD(-R)とする。ただし、これに拠りがたい場合は 4.3 の担当部署まで申し出ること。
- ② 記入にあたっては日本語で正確に記述すること。
- ③ 文字の大きさは 10 ポイント以上とする。
- ④ 書式設定は、用紙サイズは A4(縦置き・横置きのいずれも可)、横書き、左右(横置きの場合は上下)に 19mm 以上の余白を設けること。
- ⑤ 文中の特殊な造語、略語、専門用語については、正式名称がある場合はそれとともに、判りやすい定義を初出の箇所に記述すること。

4. 応募要領

提案者は、この公募要領に基づいて申請書及び提案書等の提出書類を作成し、これを提出期限内に提出しなければならない。また、採択決定日前日までの間において IPA から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4.1. 提出書類

(1) 提出する書類

応募に際して提出する申請書等は以下のとおりとする。このうち①申請書及び⑥提案書受理票は、所定の様式に従って作成すること。

No.	提出書類		部数
①	申請書	【様式 2】	1 部
②	提案書	-	7 部
③	提案書(電子媒体)	-	1 部
④	概算費用に係る経費内訳書 (経費内訳書の様式は任意であるが、経費内訳の明細が記載されていること。消費税率は 10%で見積もること。)	任意様式	1 部
⑤	令和 1・2・3 年度(平成 31・32・33 年度)競争参加資格(全省庁統一資格)における資格審査結果通知書の写し 【上記の資格を有しない場合】 登記簿謄本(商業登記法第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本)、納税証明書(その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)、営業経歴書(会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類)及び財務諸表類(直前 2 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)の原本又は写し ※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から 3 か月以内のものに限る。	-	1 部
⑥	提案書受理票	【様式 3】	1 部

(2) 提出された提案書等に係る秘密の保持

提案書等は本案件の選考及び契約書の為のみ用い、IPA で厳重に管理する。

取得した個人情報については、審査のために利用するが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがある。

提供された個人情報は、上記の目的以外で利用することはない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

(注意事項)

提出された提案書等の作成に要した経費については支払わない。また、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

4.2. 提出期限

(1) 受付期間

2020 年 7 月 17 日(金)から 2020 年 7 月 21 日(火)。

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の 10 時 00 分から 17 時 00 分(12 時 30 分～13 時 30 分の間は除く)とする。

(2) 提出期限

2020 年 7 月 21 日(火) 17 時 00 分必着。

上記期限を過ぎた申請書等はいかなる理由があっても受け取らない。

4.3. 提出先

提出書類は下記の担当部署に提出すること。

[担当部署]
〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 18 階
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター
企画部 中小企業支援グループ 担当:芳賀、寺江
E-mail: isec-sme-kobo@ipa.go.jp
TEL: 03-5978-7508

なお、持参により提出書類を提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス 13 階の IPA 総合受付を訪問すること。

4.4. 提出方法

(1) 提出書類を持参により提出する場合

提出書類を封筒に入れ封緘し、その封皮に法人の商号又は名称、宛先(4.3 担当部署)を記載し、かつ、「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け隊事業) 企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

(2) 提出書類を郵便等(書留)により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け隊事業) 企画競争に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

4.5. 公募説明会の日時及び場所

(1) 公募説明会の日時

2020年7月6日(月) 10時30分

(2) 公募説明会の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス
独立行政法人情報処理推進機構 13階 会議室A
(オンラインによる説明会参加も可能)

(3) 公募説明会参加方法

公募説明会への参加を希望する場合は、4.3の担当部署まで、事前に電子メールにより申し込むこと。なお、オンラインによる説明会参加を希望する者は、Web会議ツール等を用いて実施する関係上、参加者のメールアドレス宛へ招待メールを送信する必要があるため、2020年7月3日(金)17時00分までに、電子メールにより申し込むこと。

4.6. 応募に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書(様式1)に所定事項を記入の上、4.3の担当部署まで電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2020年7月6日(月)から2020年7月13日(月)17時00分まで。

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

5. 審査方法等

5.1. 審査方法

採択にあたっては、以下の手順に従い提案内容の審査を実施し決定する。

(1) 書面審査およびヒアリング

提案内容について、提案書等の書面審査を実施する。

「別紙3 評価項目一覧」の各評価項目には、下表の評価指標に則った評価基準が具体的に設定されている。この評価基準に基づき、審査員が合議制により各評価項目の評価ランクを決定する。

評価	評価基準	項目別得点			
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	60	30	20	10
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	36	18	12	6
B	概ね妥当な内容である。	18	9	6	3
C	内容が不十分である。	0	0	0	0

なお、令和元年度のお助け隊事業者においては、令和元年度事業の結果を踏まえたサービス継続の要件等を記載する評価項目を設けている。提案要求事項の記載があれば配点0点とし、記載が無い場合は減点とする(令和元年度のお助け隊事業者でない事業者は対象外)。

また、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼしに認定企業)	プラチナえるぼし ※1	20
	認定基準○(5) ※2	16
	認定基準○(3~4) ※2	14
	認定基準○(1~2) ※2	8
	行動計画 ※3	4
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん認定企業	16
	くるみん認定企業(新基準) ※4	12
	くるみん認定企業(旧基準) ※5	8
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		16

※1 改正後女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定)

※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定)

審査期間中に、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、事前に提案者に連絡する。ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を反映するものとする。

なお、物理的に集まるのが困難な場合は、オンラインによりヒアリングを実施するので、その際はIPAの指示に従うこと。

[ヒアリングの日時と場所]

日時:2020年7月29日(水)から2020年7月31日(金) 各日10時00分~17時00分の間

(1者あたりヒアリング30分程度を予定)

場所: 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス
独立行政法人情報処理推進機構
・7月29日(水): 13階 会議室 B
・7月30日(木): 15階 委員会室1
・7月31日(金): 13階 会議室 C

ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

(2) 財務審査

必要に応じて、提案者の財務状況に関して必要な追加資料の提出を求めることがある。

(3) 採択結果の決定及び通知について

「別紙3 評価項目一覧」の各項目を評価し、項目別得点の合計点が高い者から複数者を採択する。

なお、評価合計点が配点合計の3割に満たない提案は採択しない。また、提案内容が仕様書の要件を満たさない場合は、採択を見合わせる場合がある。

採択結果については、2020年8月中旬頃に各提案者に通知するとともに、IPAのウェブサイトにて採択案件を公表する。

5.2. 採択件数

採択金額は、1件あたり45,000千円(消費税及び地方消費税込)を上限とし、複数件を採択する予定である。なお、予算額を超えた提案は採択しない。

6. 契約条件

6.1. 契約期間

契約期間は、契約締結日から2021年1月25日(月)までとする。

6.2. 契約形態

契約形態は、請負契約方式とする。(別紙1 契約書(案)参照)

6.3. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、IPAが適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

6.4. 知的財産権

本事業の納入物件に関する知的財産権の取扱いについては、契約書(案)のとおりとする。

7. その他

- ① 提案者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- ② 採択結果等契約に係る情報については、IPAのウェブサイトにて公表(注)するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をいただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

契約書(案)

2020 情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け隊事業)」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「請負業務」(以下「請負業務」という。)の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

(再請負の制限)

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者(以下「再請負先」という。)に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者(乙の正規従業員に限る。)を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)とする。

(権利義務の譲渡)

- 第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

- 第7条 甲は、必要があると認めるとき(請負業務完了後も含む。)は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

- 第 8 条 甲は、納入物件の納入を受けた日から 30 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。
- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
 - 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
 - 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

- 第 9 条 甲は、請負業務完了の日から 1 年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
 - 3 第 1 項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
 - 一 修補等が不能であるとき。
 - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第 1 項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 第 1 項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
 - 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
 - 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第 10 条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号))によって、遅延利息を支払うものとする。
 - 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

- 第 11 条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変

更することができる。

- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

- 第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

- 第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、請負業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。

- 4 乙は、請負業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（請負業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- 6 乙は、請負業務の一部を再請負する場合には、再請負することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。
- 7 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 8 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

- 第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
 - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

- 第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
 - 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

- 第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
 - 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
 - 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
 - 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
 - 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

- 第 20 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもつ

て解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第 4 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第 5 条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 6 条 甲は、第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する金額(その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第 2 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第 3 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 7 条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2020 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(別添)

個人情報取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することができるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第 10 条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

仕様書

令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業 (サイバーセキュリティお助け隊事業)

事業内容(仕様書)

独立行政法人 情報処理推進機構

事業内容(仕様書)

1. 件名

令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け隊事業)

2. 背景・目的

近年、サプライチェーン全体の中で対策が弱い中小企業を対象とするサイバー攻撃やそれに伴う大企業等への被害が顕在化してきている。具体的には、令和元年7月に大阪商工会議所より公表された調査結果によると、30社の中小企業を調査したところ、30社全てでサイバー攻撃を受けていたことを示す不審な通信が記録されていた。¹また、同会議所が同年5月に公表した調査では、大企業・中堅企業118社に「取引先がサイバー攻撃被害を受け、影響が自社に及んだ経験があるか」を調査したところ、25%の企業が経験ありと回答した。²

多くの中小企業はサイバーセキュリティに対する意識が低く、自社がサイバー攻撃に遭うと思っていないため、サイバー攻撃に遭っていること自体に気付かず、その結果、サイバー攻撃の被害が拡大するケースも多く発生している。また、多くの中小企業はITやサイバーセキュリティに関する知識が乏しく、ITに関するトラブルが発生した際にシステムの不具合が原因なのか、サイバー攻撃が原因であるか自社で判断することは困難である。

このような実態から、トラブル時に相談できる窓口や、サイバー攻撃に遭った際に事後対応を支援するサービス(事後対策支援)を提供する体制構築を目指し、令和元年度に全国8地域で「中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業」(以下「サイバーセキュリティお助け隊事業」という。)を実施したところ、1,064社の中小企業が参加し実証に取り組んだ結果、延べ128件のインシデント対応支援が発生し、そのうち18件の駆け付け支援を実施した。³しかしながら、令和元年度のサイバーセキュリティお助け隊事業では、地域特性・産業特性等の考慮が必要であること、人手不足により機器設置対応が困難であり導入負荷を下げる必要があること、セキュリティに関する普及啓発が必要であること、事後対策だけでなく事前対策も必要とする中小企業も多いこと、サービス購入費用が中小企業にとって許容可能な価格である必要があること等が明らかになり、現状は、中小企業への意識喚起が不十分であるとともに、中小企業のニーズに合った製品、サービスが提供されていない状況であることが確認された。

そのため、上述のような中小企業の実態・ニーズを踏まえ、損害保険会社、ITベンダー、地元の団体等が連携して中小企業セキュリティ対策支援体制を構築し、中小企業の実態やニーズをよりきめ細かく把握することで、その実態に即したサービス内容やこれに必要な人材、体制等を明らかにし、中小企業の実態やニーズに合致した持続可能なセキュリティ対策支援体制を構築することで、中小企業のセキュリティ対策強化を図る必要がある。

本事業は、令和2年度においても引き続き、「4. 事業内容」を通じて、中小企業におけるサイバーセキュリティの意識向上を図るとともに、中小企業の実態に合ったサイバーセキュリティ対策を定着させていくことを目的として、持続可能な中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制を構築する。

3. 事業概要

本事業は、令和元年度のサイバーセキュリティお助け隊事業で明らかになった中小企業の実態・ニーズ等を踏まえ、地域特性・産業特性等を考慮したマーケティング、機器・ソフトウェア・サービスの導入負荷の低減、説明会等を通じた普及啓発、支援内容のスリム化によるコスト低減等を目指し、特定地域の中小企業等(以下「中小企業等」という)を対象として、事後対応支援を中心とした、中小企業等向けのサイバーセキュリティ対策支援サービスの地域実証等を行い、当該実証等の成果を取り纏めた報告書を作成する。

なお、サイバーセキュリティお助け隊事業での「中小企業等」の定義は以下のとおりとする。

¹ http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/press/190703cyber.pdf

² http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/press/190510sc.pdf

³ https://www.ipa.go.jp/security/fy2019/reports/sme/otasuketai_houkoku.html

<本事業における中小企業等の定義>

業種分類	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業(ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が 100 人以下の者
⑫ 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭ 財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとする。

※ 上記に該当する事業者であっても、法人格のない任意団体、公序良俗に反する事業者は対象外とする。

4. 事業内容

4.1 地域実証等の実施内容

地域実証等は、本事業の請負事業者が事業主体となり、損害保険会社、IT ベンダー、地元の団体等が連携して、以下のとおり実施する。なお、具体的な実施にあたっては、契約締結後、IPA との協議により決定する。

(1) 実証地域の選定

本事業を行う地域を選定する。地域の選定にあたっては、地域特性、産業特性等を踏まえ、適切にサービスを提供できる体制が構築できる単位、かつ、サイバーセキュリティ対策の必要性が高い対象(以下「実証対象」という。)を選定すること。当該単位としては、例えばサイバーセキュリティ上重要な情報を取り扱う産業セ

クターや、サイバーセキュリティ対策の普及の遅れが指摘されている3大都市圏(首都圏⁴・中京圏⁵・近畿圏⁶)以外の地域等が考えられる。なお、選定する地域が点在する(例:高知県及び千葉県で実施など)場合は、実効性の観点で支障がないことの説明や理由を示すこと。

また、令和元年度にサイバーセキュリティお助け隊事業を実施した事業者は、令和元年度事業の結果を踏まえ、本事業におけるビジネス化に向けた実証の必要性や具体的内容を明確に示すこと。令和元年度事業で実証を行った地域を選定することや、実証参加企業に継続したサービスを提供することは妨げないが、当該地域で実証を行う必要性や継続サービスを行う具体内容を明確に示すこと。

(2) 説明会等による参加募集

以下の仕様を踏まえた説明会等を開催することで、地域実証等に参加する中小企業の参加募集を行うこと。説明会等の開催にあたっては、あらかじめ開催概要や開催スケジュール等を含む実施計画を作成し、IPA との協議により決定すること。また、説明会等では、SECURITY ACTION⁷及び中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン⁸の普及に向けた周知啓発活動、及び活用促進に向けた必要なフォローアップを行うこと。

なお、説明会等は地域のセキュリティ・コミュニティのイベントなどの一部として開催することも認められるが、サイバーセキュリティお助け隊事業の主旨に沿ったものであること。また、物理的に集まることが困難な場合には、オンラインでの開催も認められる。

- ① 説明会等は、4.1 で選定した実証対象の中小企業等を対象に、本事業の周知及び参加募集を行うことを目的とする。さらに、当該説明会等の参加者に対しサイバーセキュリティに関する普及啓発を行い、中小企業のセキュリティ対策に関する意識向上を図ること。
- ② 説明会等の開催回数は1回以上とする。なお、実証対象の地域特性、産業特性等を踏まえ適当な回数を提案すること。
- ③ 説明会等の参加者に対しアンケートを実施し、分析することで、中小企業等のマーケティングに活かすこと。

(3) 実証参加企業の募集

- ① 本事業に参加する中小企業等の数について、提案する実証対象の地域特性、産業特性及び実証成果を得るための合理性等を踏まえ、妥当な参加企業数を提案すること。
- ② 参加する中小企業等は、(2)で開催する説明会等を通じて確保することとし、その他の有効な募集活動も含め、提案した参加企業数の確保に向けた具体的な取組みについて提案すること。なお、参加企業の募集は、地域特性・産業特性等を考慮したマーケティング結果に基づき、本事業を行う地域に合った方法にて効率よく実施すること。

(4) 中小企業等の実態把握

- ① 本事業に参加する中小企業等に対し、機器、ソフトウェア、サービス等により中小企業等のセキュリティ実態を把握するための措置を講じること。
- ② アンケートやヒアリングを通じて、中小企業等のサイバーセキュリティ対策支援体制構築のために必要な情報(中小企業等がさらされているサイバー攻撃の実態、セキュリティ対策状況、セキュリティ意識の変化等)を収集すること。
- ③ 必要に応じて、中小企業等に対して収集した情報のフィードバック及び説明等を行い、中小企業等におけるサイバーセキュリティの意識向上を図ること。
- ④ インシデント対応支援等を実施した中小企業等にヒアリングを実施し、事業化に必要な情報(インシデント発生前後での意識の変化、最低限の支援内容・費用、サイバー保険のニーズ等)等を収集すること。

(5) 地域実証の実施内容

⁴ 首都圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

⁵ 中京圏:愛知県、岐阜県、三重県

⁶ 近畿圏:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

⁷ <https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>

⁸ <https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/guideline/>

地域実証の実施にあたっては、実証終了後に、民間企業が自立して、原則として以下の機能を有する中小企業等向けのサイバーセキュリティ対策支援サービスを提供することを目的として行うこと。既に民間企業等が提供しているサービスを活用して実証を行う場合には、国が実施する本事業で実証を行う必要性や実証の具体内容を明確に示すこと。

なお、実証期間は3ヶ月間程度とすること。

- ① 簡易なセキュリティ診断
- ② 中小企業等からのサイバーセキュリティに関する相談の受付及び対応
- ③ 機器、ソフトウェア、サービス等による中小企業等の実態把握のための措置
- ④ サイバーインシデントが発生した際の支援の提供

(6) 支援体制構築の留意点

支援体制の構築にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 提供する支援サービスの内容が、当該支援を受けている中小企業等と取引をする発注元企業等にとって、発注に際して提供する秘密情報の保護、サイバー攻撃による発注品供給遅延の防止に寄与する等、必要性の高いものであること。
- ② 実証終了後において自立的な支援サービスの普及展開を図る観点から、各地域の発注元企業、ITベンダー、商工会議所や業界団体等の地域主体との連携が図られることが望ましい。
- ③ 実証終了後にビジネス化する支援サービスが、サービス内容、費用ともに、中小企業等にとって利用しやすいものになるよう、実証内容を工夫(中小企業のニーズを踏まえた支援内容のスリム化によるコスト低減等)すること。
- ④ 実証終了後も中小企業の実態を踏まえた継続的なサービス展開が図られるよう、本事業においても実証に協力いただく中小企業等に対して、実際にサービス提供のための契約等を行うことを想定した内容にすることが望ましい。
- ⑤ 実証と並行して、継続的なサービス提供につなげられる取組みを進めることが望ましい。例えば、本事業に参加する中小企業等の取引先にヒアリングを実施し、取引先が中小企業等に求めるサイバーセキュリティ対策の優先順位や実施レベル等の情報収集を行うことで、中小企業等向けのサービス内容の精査や機器・ソフトウェア・サービスの導入負荷の低減の検討を行うことなどがあげられる。
- ⑥ 継続的なデータ収集及び実態把握の観点から、令和元年度のサイバーセキュリティお助け隊事業者においては、既に UTM 等のセキュリティ監視の機器やソフトウェアを導入している中小企業等への継続的な実証を行うことは妨げないが、その場合は提案書に該当する中小企業等の想定数を記載すること(評価に反映するため)。

(7) 実証結果を踏まえた検討の実施

- ① 本事業で得られた結果をもとに、中小企業等向けのサイバーセキュリティ対策支援サービスの1つとして提供するセキュリティ簡易保険サービスのあり方について検討すること。また、そのマーケティング方法についても検討すること。
- ② 本事業の実証結果をもとに、中小企業等の実態やニーズに応じた必要なセキュリティ対策サービスの内容(対応範囲や費用等)、マーケティング方法や支援体制を明らかにすること。
- ③ 実証終了後の中小企業等向けのサイバーセキュリティ対策支援サービス提供の可能性を検討すること。

(8) 報告会等による事業成果の周知

以下の仕様を踏まえた報告会等を開催すること。報告会等の開催にあたっては、あらかじめ開催概要や開催スケジュール等を含む実施計画を作成し、IPA との協議により決定すること。また、報告会等では、SECURITY ACTION 及び中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの普及に向けた周知啓発活動及び活用に向けたフォローアップを行うこと。

なお、報告会等は地域のセキュリティ・コミュニティのイベントなどの一部として開催することも認められるが、サイバーセキュリティお助け隊事業の主旨に沿ったものであること。また、物理的に集まることが困難な場合にはオンラインでの開催も認められる。

- ① 報告会等は、実証参加企業及び(1)で選定した地域の中小企業等を対象に、本事業の成果に関する成果報告を行うことを目的とする。さらに、当該報告会等の参加者に対しサイバーセキュリティに関する普及啓発を行い、中小企業等のセキュリティ対策に関する意識向上を図ること。

- ② 報告会等は、本事業を行う地域を対象とすること。
- ③ 報告会等の開催回数は1回以上とする。なお、本事業の成果報告のための開催を必須とする。
- ④ 報告会等の参加者に対しアンケートを実施し、分析することで、中小企業等のマーケティングに活かすこと。

4.2 成果報告書の作成

4.1 (1)から(8)に掲げる事業の成果を取り纏めた成果報告書を作成する。成果報告書は、以下の条件を満たすこと。

- ① 成果報告書は、本事業終了後に公表予定のため、図表等を用いたわかりやすい記述とすること。章立て等の詳細はIPAとの協議の上で決定すること。
- ② 形式はMicrosoft Office 2016以上の互換形式とする。
- ③ 使用言語は日本語とすること。ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能とする。
- ④ アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を入れ説明すること。

5. 実施体制等

- ① 業務進行においてIPAとの連絡、調整に当たる者は正副合わせて2名以上とすること。
- ② 作業内容に応じて必要な人員を配置した体制になっていること。特に、請負者は4.1(1)で選定した地域において実証事業を実施するために必要十分な実施体制を有していること。
- ③ 実施要員に情報セキュリティ対策業務及びサイバー保険に関する実務経験を有する者を必ず含めること。情報処理安全確保支援士が体制に含まれていることが望ましい。
- ④ 4.1(5)の4つの機能に適した体制、技能等を備える実施体制及び役割分担を具体的に示すこと。
- ⑤ 業務に当たる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。
- ⑥ 納入物件やその他報告資料等が正確かつ明解に記述されるよう、請負者内での事前レビュー体制を万全のものとする。この体制により、用語・用法の不統一、誤字脱字、論理的矛盾など、成果物の本質に直接関わりのない修正については、請負者の責任においてIPAへの納入前に修正すること。

6. 情報セキュリティに関する事項

- ① 本事業の過程で収集・作成する情報は、本事業の目的の他にIPAに許可なく利用しないこと。但し、本事業の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- ② 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが秘密情報であると指定するものについては、それが第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- ③ 請負者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、情報の保全の体制等(情報管理体制図、情報セキュリティ対策の実施内容、インシデントへの対処方法、意図せざる変更が加えられないための管理体制、情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法、当該作業の実施場所、情報取扱者名簿(氏名、住所、生年月日、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの))を契約締結前に提出し、IPAの承認を得ること(再委託先においても同様とする。)。なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPAが保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

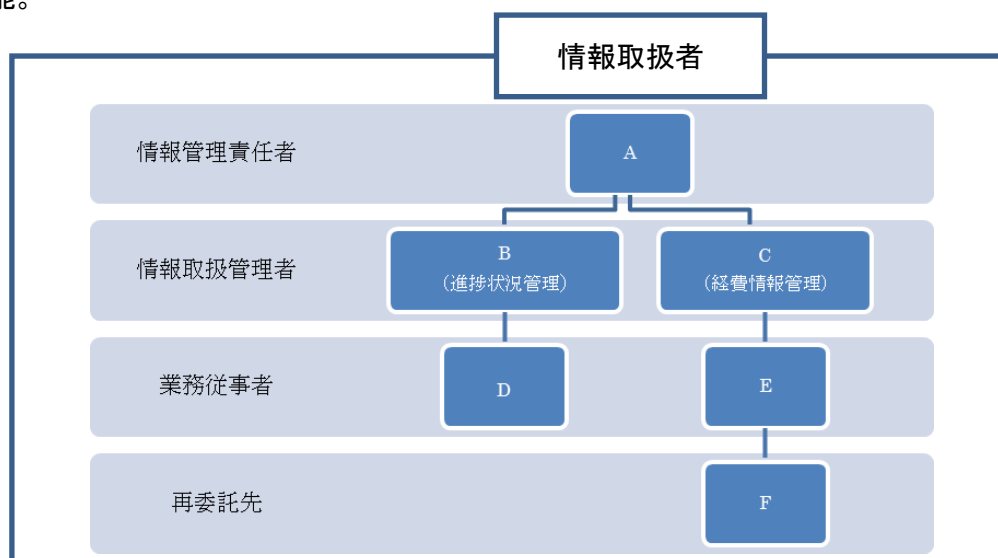
IPAが個別に承認した場合を除き、請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

- ④ 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、IPA担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。
- ⑤ ③の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、

- 予めIPAへ届出を行い、同意を得なければならない。
- ⑥ 資本関係・役員等の情報、請負事業の実施場所、請負事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績に関する情報提供を行うこと。
 - ⑦ 本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本事業の IPA 担当者に、速やかに連絡すること。本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合でも事業実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。
 - ⑧ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが秘密情報であると指定するものについての受け渡しは、直接、IPA 担当者に手渡しする場合を除き、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこと。
 - ⑨ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが別途秘密情報であると指定するものについては、本事業終了後、IPAとの間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を③に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。
 - ⑩ 情報セキュリティ対策の履行状況について、IPAが必要と判断し説明を求めた場合には、随時書面にて説明すること。
 - ⑪ 本事業の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処についてIPAと速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
 - ⑫ 本事業の一部を別の事業者へ再委託する場合は、再委託先において生ずる情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティを十分確保し、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
 - ⑬ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが秘密情報であると指定するものを保管する際やIPAとの間で秘密情報の受け渡しする際にクラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」⁹に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。

※情報管理体制図に記載すべき事項

- a) 本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱うすべての者。(再委託先も含む。)
- b) 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- c) 情報管理規則等を有している場合で下記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。



※情報取扱者名簿に記載すべき事項等

- a) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- b) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- c) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

⁹ <http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140314004/20140314004-2.pdf>

- d) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

情報取扱者名簿

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 d)
情報管理責任者 a)	A						
情報取扱管理者 b)	B						
	C						
業務従事者 c)	D						
	E						
再委託先	F						

7. 事業期間及びスケジュール

事業期間は、契約締結日から 2021 年 1 月 25 日(月)までとする。

スケジュールの詳細については、契約締結後すみやかに IPA と協議の上で決定する。また、スケジュールに沿って進捗管理を行い、作業の遅延等が生じた際は IPA に報告すること。

なお、請負者は各項目について一定程度作業を終了したものから随時 IPA 担当者に報告を行うものとする。

8. 留意事項

- ① 作業は IPA の指示に基づき行うものとし、必要に応じて適宜ミーティング等により作業内容の調整を行うこと。
- ② IPA から業務内容に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ③ IPA が実証事業者を集めて行う意見交換会には原則参加すること。
- ④ 本事業の実施にあたっては、IPA が事業進捗支援業務を事業者に委託する場合がある。その際は、IPA が指定する事業者の指示に従うこと。

9. 納入関連事項

9.1 納入期限・納入場所

(納入期限)2021 年 1 月 25 日(月)17:00 まで

(納入場所)東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 18 階

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ

9.2 納入物件

以下の電子データを収めた記録媒体(CD-R 又は DVD-R 等) 1 式

- ・ 4.2 で作成した報告書

※納入物件は Microsoft Office 2016 以上の互換形式で納入すること。

なお、紙媒体 1 部を検収用として添付すること。

上記の形式によらない場合は IPA と協議の上、適当な媒体で納入すること。

10. 検収条件

本仕様書において要求する事項をすべて満たしているものであること。

評価項目一覧

令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業

評価項目一覧

独立行政法人 情報処理推進機構

評価項目一覧－提案要求事項－

項目		評価項目 －提案要求事項－	配点
大項目	小項目		
全体			50
	基本コンセプトの合理性 (実施目的の理解度)	本業務の実施目的を理解し、別紙2仕様書記載の業務の内容について、全て提案されており、妥当性があるか。	20
	提案の具体性・効果	コンセプトは、その説明とともに具体的に提案され、効果的か。	10
	コストの妥当性	経費内訳に明細が示されているか。また、提案内容に対して妥当な費用が示されているか。	20
1 実施内容			420
1.1 実証地域の選定		仕様に即した実証対象が選定されており、その選定理由及び妥当性が具体的に説明されているか。また、選定する地域が点在する場合は、実効性の観点から支障がないことの説明や理由が示されているか。	60
		令和元年度のお助け隊事業者においては、令和元年度事業の結果を踏まえ、本事業におけるビジネス化に向けた実証の必要性や具体的内容を明確に示しているか。また、令和元年度事業の実証地域を選定、または実証参加企業に継続した実証を行う場合は、必要性や継続した実証を行う目的、具体内容を明確に示しているか。 (示していれば0点、示されていない場合は減点(-30点)、令和元年度のお助け隊事業者でない事業者は対象外)	0
1.2 説明会等による参加募集		本事業に関する説明会等の実施計画が記載されており、開催概要や開催スケジュール等の具体的内容が説明されているか。また、説明会等の開催回数は、実証対象の地域特性、産業特性等を踏まえ適当な回数が設定されているか。	10
		説明会等の参加者に対するサイバーセキュリティに関する普及啓発、アンケートのマーケティング活用法等が具体的に説明されているか。	10
1.3 実証参加企業の募集		本事業の参加企業数について、提案する実証対象の地域特性、産業特性及び実証成果を得るための合理性等を踏まえ、妥当な参加企業数が設定されているか。	30
		本事業の実証参加企業の募集について、実証地域に合った方法等、具体的な募集活動の取組みが記載されているか。	30
1.4 中小企業の実態把握		中小企業等のセキュリティ実態を把握するための措置について、有効な実施手法や工程が具体的に記載されているか。	30
		中小企業等のサイバーセキュリティ対策支援体制構築のために必要な情報を収集するためのアンケートやヒアリングの方法について、具体的に記載されているか。	30
		インシデント対応支援等を実施した中小企業等にヒアリングを実施し、事業化に必要な情報等を収集する方法について、具体的に記載されているか。	10
1.5 地域実証の実施内容		地域実証の実施内容が具体的に記載されているか。また、既に民間企業等が提供しているサービスを活用して実証を行う場合には、国が実施する本事業で実証を行う必要性や実証の具体内容を明確に示されているか。	60
1.6 支援体制構築の留意点		実証の実施内容が、中小企業等と取引をする発注元企業等にとって必要性の高いものであることの説明が具体的にされているか。また、実証実施にあたり、提案する実証地域の発注元企業、ITベンダー、商工会議所や業界団体等の地域主体との連携が図られているか。	20

項目		評価項目	配点
大項目	小項目	-提案要求事項-	
		実証終了後にビジネス化する支援サービスの内容が中小企業等にとって利用しやすいものになるよう、実証内容の工夫がされているか。また、実証参加する中小企業等に対して、実証終了後も継続的なサービス展開が図られるよう、実際にサービス提供のための契約等を行うことを想定した内容となっているか。併せて、継続的なサービス提供につなげられる取組みが記載されているか。	20
		令和元年度のお助け隊事業者において、既にセキュリティ監視の機器やソフトウェアを導入している中小企業等への継続的な実証を行う場合は、提案書に該当する中小企業等の想定数が記載されているか。 (記載されていれば0点、記載されていない場合は減点(-20点)、令和元年度のお助け隊事業者でない事業者は対象外)	0
	1.7 実証結果を踏まえた検討の実施	本事業で得られた結果をもとに、中小企業等向けのセキュリティ簡易保険サービスのあり方や、そのマーケティング方法について検討する計画や手法が具体的に記載されているか。	30
		本事業の実証結果をもとに、中小企業の実態やニーズに応じた必要なセキュリティ対策サービスの内容、マーケティング方法や支援体制等を明らかにするための計画及び手法が具体的に記載されているか。	20
		実証終了後の中小企業等向けのサイバーセキュリティ対策支援サービス提供の可能性を検討するための計画及び手法が具体的に記載されているか。	20
	1.8 報告会等による事業成果の周知	本事業に関する報告会等の実施計画が記載されており、開催概要や開催スケジュール等の具体的内容が説明されているか。	10
		報告会等の参加者に対しサイバーセキュリティに関する普及啓発、アンケートのマーケティング活用法等が具体的に説明されているか。	10
	1.9 成果報告書の作成	報告書で取り纏める内容が具体的に記載されているか。	20
2 作業計画			20
	2.1 作業計画の妥当性、実現性	作業スケジュールは各工程やIPAによる確認期間が具体的に提案されており、かつ実現性があるものとなっているか。	20
3 実施体制及び業務従事者の経験・能力			60
	3.1 実施体制の妥当性、効率性	IPA との連絡・調整に当たる者、各業務に従事する主たる責任者及び作業員について、実施体制及び役割分担が体制図を用いて具体的かつ明確に提案されているか。	20
		納入物件やその他報告資料等が正確かつ明解に記述されるよう、請負者内での事前レビュー体制等、品質確保の取組みが記載されているか。また、実施体制は円滑な業務遂行が期待できる内容となっているか。	20
	3.2 業務従事者の経験・能力	業務に携わる主な作業員の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績に関する具体的な情報が提示されているか(実施要員に情報セキュリティ対策業務及びサイバー保険に関する実務経験を有する者を必ず含むこと)。	10
		情報処理安全確保支援士が実施体制に含まれているか。	10
4 情報セキュリティに関する事項			20
	4.1 情報の保全の体制等	本事業で知り得た情報を適切に管理するため、以下の情報の保全の体制等が示されているか。 ・情報管理体制図(再委託先も含む) ・情報セキュリティ対策の実施内容	20

項目		評価項目	配点
大項目	小項目	-提案要求事項-	
		<ul style="list-style-type: none"> ・インシデントへの対処方法 ・意図せざる変更が加えられないための管理体制 ・情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法 ・当該作業の実施場所 ・情報取扱者名簿(氏名、住所、生年月日、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの) 	
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			20
	5.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<p>企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業) 	20
合計			590

暴力団排除に関する誓約事項 / (参考) 予算決算及び会計令【抜粋】

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、提案書の提出をもって誓約します。

(参考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約

の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ 担当者殿

質 問 書

「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け隊事業)」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) PO
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。)また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

申 請 書

「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業
(サイバーセキュリティお助け隊事業)」

1. 地域名(支援事業の実証を行う都道府県名を記載すること。)
2. 概算費用(消費税及び地方消費税込み、単位:円):
3. 連絡担当窓口
企業・団体名:
所属(部署名):
役職:
氏名:
所在地:〒
TEL:
E-Mail:

提案書受理票(控)

提案書受理番号 _____

件名:「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業
(サイバーセキュリティお助け隊事業)」

【提案者記載欄】

提出年月日:	年	月	日
法人名:			
所在地:	〒		
担当者:	所属・役職名		
	氏名		
TEL	FAX	E-Mail	

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	申請書	1部		②	提案書	7部	
③	提案書(電子媒体)	1部		④	経費内訳書	1部	
⑤	資格審査結果通知書(写し) ※	1部		⑥	提案書受理票	本紙	—

※又は登記簿謄本等の原本または写し。

..... 切り取り

提案書受理番号 _____

提案書受理票

年 月 日

件名:「令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け隊事業)」

法人名(提案者が記載): _____

担当者名(提案者が記載): _____ 殿

貴殿から提出された標記提出書類を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ
担当者名: _____ (印)